

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	要保護児童対策事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	児童福祉法			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市要保護児童対策地域協議会設置要綱			
	(3)虐待事象への対応					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	家庭の養育力低下等、児童虐待のリスク要因が増す中、虐待の未然防止や早期発見に努める必要と、要保護児童への適切な支援が必要である。	平成23年度 予算現額			489	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	要保護児童対策地域協議会の運営 (代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催。情報の共有、援助方針の決定等。)	児童虐待の未然予防と早期発見 適切な保護支援 地域子育て力の育成	489
			平成25年度	要保護児童対策地域協議会の運営 (代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催。情報の共有、援助方針の決定等。)	児童虐待の未然予防と早期発見 適切な保護支援 地域子育て力の育成	489
			平成26年度	要保護児童対策地域協議会の運営 (代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催。情報の共有、援助方針の決定等。)	児童虐待の未然予防と早期発見 適切な保護支援 地域子育て力の育成	489
具体的な実施内容	児童虐待をはじめ要保護児童への支援対応を図るため関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会を運営(代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催。情報の共有、援助方針の決定)。					
事業の目的	児童虐待の未然予防、早期発見、適切な保護支援を図り、児童の健全な育ちを支援する。					
事業の効果	児童虐待の未然防止 児童福祉の推進、児童の養育の保障					